

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回 総合型放課後事業委託事業者選定審査会
開 催 日 時	令和2年11月9日（金） 17時00分～18時45分
開 催 場 所	メセナひらかた会館4階 特別会議室
出 席 者	本多重夫会長、大森布実子副会長、狩野史男委員 後閑容子委員、富岡量秀委員
欠 席 者	—
案 件 名	(1) 事業者の応募状況について (2) 申請団体に対するプレゼンテーションの実施について (3) その他
提出された資料等の 名 称	資料8 委託契約予定事業者募集に関する質問・回答 資料9 申請団体一覧表 資料10 確認事項一覧表 資料11 選定審査会プレゼンテーションについて 参考資料1 申請団体の提案内容の概略等を記した採点メモ 参考資料2 内容審査に係る補足説明資料
決 定 事 項	・申請団体4団体のうち、申請団体2、申請団体3について、 プレゼンテーションを実施する。 ・プレゼンテーションの実施方法について決定。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第3条の(2)に 規定する非公開情報が含まれる事項について審査等を行うた め。
会議録の公表、非公表の別及 び非公表の理由	本審査会の答申後に公開
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

審 議 内 容

【会長】

それではただいまより、第2回総合型放課後事業委託事業者選定委員会を開会いたします。まず、事務局から委員の出席状況及び本日の進め方等について、ご説明をお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は5名で、委員全員のご出席をいただいております。よって、会議として成立しているということをご報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の審査会の次第と、資料8「委託契約予定事業者募集に関する質問及び回答」、資料9「申請団体一覧表」、資料10「確認事項一覧表」、資料11「選定審査会プレゼンテーションについて」になります。資料11には、共通質問項目の（案）を添付しております。

また、A4版ファイルに綴じた各団体からの申請書類の一式の写しにつきまして、今回申請団体が4団体ございますので、4冊お手元に置かせていただいております。あわせて、次回、第3回審査会のプレゼンテーションの際にご活用いただけるよう、参考資料1として、申請団体の提案内容の概略等を記した採点メモと参考資料2といたしまして、内容審査に係る補足説明資料をお配りしております。

このほか、机上配付資料として、第1回選定審査会の会議録（案）をご用意しています。資料の不足等はございませんでしょうか。

また、第1回審査会で配付させていただきました資料1から資料7につきましても、お手元にごございますか。

資料の説明等については以上となります。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、本日の案件（1）「事業者の応募状況について」を議題といたします。事務局より、ご説明いただけますか。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料8をご覧ください。

委託契約予定事業者募集に関する質問・回答一覧になります。10月1日より公募を開始いたしましたが、4団体より質問があり、その質問に対して回答したものとなります。

多くの質問をいただいております。全てを紹介することは時間の関係上難しいことから、この後の議論に係る質問を抽出してご説明させていただきたいと存じます。

まず、9番ですが、「児童会室、子ども教室それぞれの月別、日別の登録人数・参加人数に

ついて、過年度の実績を知りたい」ということですので、別紙で留守家庭児童会室の登室状況及び放課後子ども教室モデル事業での運営実績を回答しております。

次に、質問・回答一覧の2ページ目の22番から25番については、事業計画書の作成にあたっての質問となり、「経費に関する計画は収支予算書と同様の内容か」、「事業計画書の[6.その他]について、どのような内容を記載すればいいか」、「事業計画書を作成するにあたっての留意すべき事項について確認したい」という内容で、別紙の「事業計画確認事項一覧」の確認事項に記載する内容(26項目)に係る提案を事業計画書に必ず記載してもらおうという回答をしております。

「確認事項一覧」につきましては、要求事項に対する確認事項において、それぞれ提案内容及び事業計画書の記載ページを事業者にて簡潔に記載してもらい、ご提出いただくということを、「質問・回答」をホームページに公表する際に、各事業者に周知をさせていただきました。

それでは質問・回答一覧表にお戻りください。

2ページ目の37番ですが、「統括責任者とサブリーダーは山田、蹉跎にそれぞれ1名配置という認識でよいか」に対し「お見込みのとおり」と回答しています。次の38番「統括責任者の主な勤務地は、山田または蹉跎のどちらか指定はあるか」に対し、「統括責任者は、各校それぞれ1名配置してください」と回答しております。

続いて、3ページの44番「山田・蹉跎の通常行事予定を確認したい」に対し、別紙にて年間行事予定表をお示しさせていただいたものです。

次に、55番「選定審査会の現時点でのおおよそのスケジュールについて教えてほしい」に対し、「プレゼンテーションが11月27日(金)の午後に実施予定で、委託契約予定事業者の決定は12月上旬を予定している」旨を回答させていただいております。

次に、資料9をご覧ください。

申請団体一覧表となります。申請は4団体あり、受付順で記載しております。

続きまして、資料10をご覧ください。

確認事項一覧表になります。申請団体から提出された事業計画書等の内容が、要求事項に対する確認事項を満たしているかを事務局で確認したものを(案)としてお示ししております。

具体的には、申請団体①は3項目、申請団体④は4項目、チェックをしておりますが、申請団体①は、人員配置に関し、統括責任者の配置(「山田」「蹉跎」の各校それぞれに1名配置)の考え方が、要求事項を満たしていないと判断したものです。項目としては、2②ウ)①、3ア)①及び②となります。

次に、申請団体④は、人員配置に関し、サブリーダーの配置(「山田」「蹉跎」の各校それぞれに1名配置)の考え方が、要求事項を満たしていないと判断したものです。項目としては、2②ウ)①、3ア)①及び②となります。また、3ア)③の障害者法定雇用率の達成状況についても、提案内容が要求事項を満たしていないと判断いたしました。

ただ今、ご説明させていただきました内容は、事務局(案)でございますので、本審査会において、ご審議をいただければと考えております。

また、第1回選定審査会でご説明させていただきましたが、プレゼンテーション実施の考

え方について、事務局の案として、必要な説明を審査会の中で言ったらいいということになりますので、プレゼンテーションは、いわゆる審査の補助的要素であると考えております。この考え方につきましても、本日ご審議いただければと考えております。

それでは続きまして、参考資料2の3ページ下段をご覧ください。

先ほど、確認事項についてご説明をさせていただきましたが、「確認事項」を満たしていない場合は、C評価にはできないことから、「減点」に該当する評価を行っていただきます。減点の場合の評価は、D評価またはE評価となります。D評価の考え方については、確認事項について記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、E評価の考え方については、確認事項についての記載がない、または、確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。この考え方に基づき、D評価、E評価とした場合は、プレゼンテーションを「実施するか」「実施しない」かを審査会で合議していただくこととしております。

案件1の説明につきましては、以上となります。

【会長】

ありがとうございます。

各項目の要求事項に対し確認事項が満たされていない場合はDかEになるのですね。そうすると、加点事項がありますが、D、Eがついた項目については、加点作業は行わないという（案）ですか。

【事務局】

おっしゃっていただいたとおりでございます。

【会長】

そうすると、その項目はDかEで固定というわけですね。

AやBになる余地はないのですね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【委員】

一つひとつの項目で評価をしていくものだと思いますが、一つの項目でもDかEがあれば、プレゼンテーションにはお呼びしないという理解でよろしいですか。

【事務局】

委員の皆様にはD、Eがついた団体にプレゼンテーションを実施するか否かについて、本日、合議いただければと考えております。

【会長】

わかりました。

先ほどご説明いただいた、申請団体①と④の要求事項に対する確認事項を満たしていないとされる、統括責任者とサブリーダーの配置については、資料8の質問・回答一覧に記載されている「統括責任者とサブリーダーは、各校それぞれ1名配置する」という要求事項を満たしていないためということですよ。

【事務局】

そのとおりでございます。

【会長】

わかりました。

それでは、委員の皆様、ご自由にご質問、ご意見をいただければと思います。

【副会長】

質問の回答一覧は、各団体に周知されているのでしょうか。

【事務局】

回答は、募集要項に10月14日の16時以降に市ホームページで公表することを記載するとともに、念のため、質問をいただいた団体に対し、個別にメールでお知らせさせていただいております。

【副会長】

申請団体4団体のうち、質問をしていない団体が、この回答一覧を確認できていない可能性はありますか。

【事務局】

質問のあった4団体のうち3団体より申請があり、残る1申請団体からは質問はありませんでしたが、この1団体から個別に質問・回答の掲載場所について問い合わせがあり、お答えさせていただいていることから、申請団体全てが、認識をいただいていると判断しております。

【副会長】

わかりました。

もう1点ですが、申請団体④の障害者法定雇用率の項目について、法定雇用率を達成するための履行計画はどのようになっているのか、教えていただけますか。

【事務局】

申請団体④の申請書類をご覧ください。事業計画書の 49 ページになります。この事業者は、法定雇用率を達成するためには、28 人の雇用が求められます。現時点で、8.5 名の雇用となっており、2020 年の 12 月末時点で法定雇用率を達成するよう進めていくとされています。この申請内容の実現可能性を総合的に判断して、要求事項を満たしていないといたしました。

【副会長】

わかりました。

【委員】

事務局のご説明のとおりでいいと思います。特に人員配置の項目に関して言うと、運営にとっても大きく関わる項目ですので、ここが基本的に満たされていないということは、事業そのものの運営が難しいと思います。

ですので、DまたはE評価が一つでもある団体は、プレゼンテーションにお呼びしないという判断でいいのではないかと考えます。

【委員】

私も、同意見です。

【会長】

そうすると、先ほどの議論の続きでいえば、DまたはE評価が一つでもある団体については、失格ではないが、プレゼンテーションにはお呼びしないという考え方でよろしいでしょうか。

【委員】

そうですね、その考え方でいいかと思いますが、本当に事務局が示された評価にするかについて、申請書類をしっかりと確認したいのですが。

【会長】

この申請書類等の扱いはどうなりますか。

【事務局】

お荷物になるかとは存じますが、本日、お持ち帰りいただくか、または、事務局より郵送させていただきたいと考えております。

【委員】

申請書類には様々な情報が記載されていますが、持ち帰っても大丈夫でしょうか。

【事務局】

守秘を徹底していただけるという大前提のもとで、お持ち帰りいただくことも可能であると考えておりますが、委員の皆さまにご判断いただければと思います。

ただ、審査会の限られた時間の中での審査ということになりますので、先ほど申し上げたとおり、郵送での手法についてもご提案させていただいたところです。

【委員】

わかりました。

【副会長】

事務局（案）について、本当に確認事項を満たしていないか否かについて、本日の会議の中で確認させていただいて、最終的にプレゼンテーションにお呼びする団体を決定してはどうでしょうか。

【会長】

それでは、申請団体①④に関し、再度、確認事項のチェックが入っていない箇所について、申請書類に基づいて説明していただけますか。

【事務局】

それでは、申請団体①の事業計画書の 22 ページと 23 ページをご覧ください。

22 ページに記載のある体制の考え方ですが、統括責任者とサブリーダーが山田と蹉跎にそれぞれ 1 名という記載になっておりません。また、23 ページになりますが、枚方事務所での配置の記載においても、「山田」には統括支援員（統括責任者）の記載はありますがサブリーダーの記載がなく、「蹉跎」にはサブリーダーの記載はありますが、統括支援員（統括責任者）の記載がありません。よって、要求事項 2 ②ウ①の確認事項に対し、提案が満たされていないものと判断いたしました。

また、3ア①及び②の人員配置のところでございますが、29 ページから 31 ページにかけて、こちら「山田」のキッズクラブには統括責任者が 1 名配置されていますが、「蹉跎」には統括責任者の表記がございません。一方、サブリーダーについては、逆に「蹉跎」には記載はありますが、「山田」には記載がありません。よって、要求事項 3ア①及び②に対し、提案が満たされていないと考えております。

次に、申請団体④ですが、確認事項の要求事項 2 ②アについては、事業計画の 40 ページから 41 ページ、要求事項 3ア①及び②については、44 ページから 47 ページ及び 48 ページになりますが、人員配置について、統括責任者の記載はありますが、サブリーダーの記載がなく、要求事項が満たされていないと考えております。

また、要求事項 3ア③の障害者法定雇用について、事業計画の 49 ページになりますが、現在は 8.5 名の雇用で、2020 年の 12 月末時点で 28 人の雇用となるよう進めていくとされていますが、実現可能性の観点から、本市が求める要求事項水準を満たしていないと判断させていただいたものです。

【会長】

委員の皆様にご確認いただきましたが、今回プレゼンテーションにお呼びする団体は、申請団体②と③ということによろしいですか。

【全委員】

異議なし

【会長】

では、今回プレゼンテーションにお呼びする団体は、申請団体②と③とします。

なお、プレゼンテーションはあくまでも審査の補助的要素でありますので、プレゼンテーションを実施しないことが失格ではなく、採点については、確認事項にかかる採点項目を「減点」に該当する評価（D評価あるいはE評価）とすることとします。

【委員】

事業者選定にあたり、経営状態の確認は必須と考えますが、経営状態はどのように判断すればよいですか。

【事務局】

財務比率など、専門的な内容となりますので、副会長とご相談させていただき、その内容を委員の皆様にご確認いただけるようにさせていただければと考えております。

【副会長】

わかりました。

【会長】

よろしく申し上げます。

【委員】

事業費についてですが、安ければいいというものではないと思いますので、ここも確認したいと思います。

【事務局】

今回の公募にあたりましては、2年で84,196千円を見積上限額として設定させていただいており、申請4団体ともに、この金額を下回る提案となっています。具体的には、4団体がおおむね8,400万円で金額面で大きな差がでていない状況でございます。

【会長】

よろしいですか。

それでは、次の案件に移ります。

案件（２）「申請団体に対するプレゼンテーションの実施について」を議題といたします。
事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料 11 をご覧ください。

選定審査会プレゼンテーションについてでございますが、11月27日の15時30分からを予定しております。

事業者に関しましては、開始15分前に集合をしていただくということで考えており、枚方市役所4階第2委員会室を予定しております。

スケジュールですが、4団体より申請がございましたので、資料では、4団体でのスケジュールを記載しておりますが、先ほど申請団体②と③についてプレゼンテーションを実施することを合議いただきましたので、2団体での時間設定で変更させていただきたいと考えております。

15時30分から15分程度、採点及び確認事項に関する評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについて協議させていただきたいと考えております。

その後、15時45分からプレゼンテーションを開始し、1団体約35分程度と考えております。プレゼンテーションのフローにつきましては、申請団体によるプレゼンテーションが10分、申請団体に対する質疑が、20分程度ということで考えております。申請団体退室後、審査会より事務局に対する質疑の時間を5分程度としております。2団体目はこの繰り返しとなります。

続いて、別紙をご覧ください。共通質問項目（案）ですが、前回の審査会において、感染症に関する考え方については、事業所にしっかり認識をもって運営してもらうべきではないかというご意見をいただいておりますので、共通質問項目1として「この間の新型コロナウイルス感染拡大でさまざまな課題が明らかになったが、貴団体はどのような対策がベストであるか」と設定させていただきました。次に、共通質問項目2として、「配置職員の体制及び資格等、従事者配置についてどのように考えているか」につきましては、各事業者で考え方が様々であることから、詳細を確認する必要があるのと判断し設定いたしました。これらは事務局（案）でございますので、本日、委員の皆様でご審議をいただければと考えております。

続きまして、参考資料2の内容審査に係る補足説明資料をご覧ください。

1ページ目ですが、改めまして少しご説明いたします。内容審査の得点（60点満点）と、委託料の額による得点（40点満点）を合算（100点満点）として、総合的に評価をすることによって、最も得点の高い申請団体を委託契約予定事業者として選定しようとするものでございます。

委託料につきましては、最も価格の低い委託料を提案してきた団体が、40点満点となり、その他の申請団体の得点は、以下の計算式により算出いたします。

内容審査につきましては、委員の皆様、1人当たりの持ち点が12点満点となり、各委員の皆様は採点結果を合計し、60点満点で算出いたします。

内容審査表（抜粋）のところですが、採点は、内容審査の表中「①経営方針」、「②応募動機」等の「要求事項」ごとに、AからEの5段階評価を行っていただきます。

配点ウェイトと得点の考え方は、例えば、①の経営方針がA（10点）であれば、配点ウェイトが15%ですので、得点は1.5点となります。最終的に全ての項目でA評価の場合は12点満点となります。

次のページに移っていただきまして、こちらは先ほど合議いただいた部分となりますが、申請団体から提出をされた事業計画書の記載内容が本市が求める確認事項を満たしているかどうかを、事務局で精査、報告をさせていただき、委員の皆様にご判断いただくというものでございます。

その下、パターン①「確認事項」を満たしている場合ですが、基礎点のC評価であることが確定しますので、続いて、「加点事項」に該当するかどうかをご確認いただきます。

「加点事項」とは、申請団体の事業計画において、本市が求める「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項で、その内容は、内容審査表の「加点事項」の列に記載しております。

A評価については、加点事項の内容を全て満たしている提案が行われている場合で、B評価は、加点事項を満たす提案が行われているものの、完全ではない場合としております。

次に、4ページをご覧ください。

第3回の審査会での申請団体によるプレゼンテーションを経まして、最終的な評価を確定いただき、その内容を事務局にご提出をいただきたいと考えております。採点表につきましては、第3回審査会でお渡しいたします。

また、事務局にて、各委員の皆様は採点結果の合計（5名分・60点満点）と、委託料の額（40点満点）を得点化・集計し、その結果について、第4回の審査会でお示しいたします。資料の説明については以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

委員の皆様、ご質問、ご意見はございませんか。

プレゼンテーションについては、2団体なので、プレゼン時間の調整ができるのではないのでしょうか。

【事務局】

時間等につきましては、あくまでも案としてお示しさせていただいておりますので、本日も審議いただけたらと思います。

【会長】

時間を決めたいと思いますが、いかがですか。

【委員】

資料 11 のプレゼンテーションフローですが、事務局に対する質疑の 5 分はこれでよいかと思いますが、申請団体によるプレゼンテーションの 10 分と申請団体に対する質疑 20 分はもう少し長く時間を取るべきではないかと考えます。

1 団体につき、おおむね 1 時間くらいは必要ではないかと思えます。

【会長】

私もそう思います。

【委員】

プレゼンテーションを実施するのは 2 団体なので、時間を増やすのはいいと思いますが、ただ各団体で、時間に差が出てはいけないと思えます。

【委員】

それはそうですね。

【委員】

各団体によるプレゼンテーションは団体の判断によると思いますが、質疑時間については、例えば 30 分であれば、両団体とも 30 分は質疑をするべきだと考えます。

【委員】

そうですね。おっしゃるとおりです。

【会長】

申請団体によるプレゼンテーションについては、その団体が時間前に終了してもそれで終わりですよ。

【委員】

プレゼンテーションにおいては、どうしても終了時間に多少の差は出てくるとは思いますが、そこはしょうがないのではないかと考えます。

【事務局】

それでは、今いただきましたご指摘を踏まえて、申請団体によるプレゼンテーションの時間を 20 分とさせていただき、申請団体に対する質疑に関しては 30 分程度とさせていただくということではいかがでしょうか。また、プレゼンテーションの際はベルを用意して、1 分前にお知らせするような形で実施してはどうかと考えております。

【会長】

その考え方でいいのではないかと思います、委員の皆様いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし

【会長】

あと、資料 11 の 2 枚目の共通質問項目 1 の「この間の新型コロナウイルス感染拡大」という箇所の「この間」という表現に違和感があるのですが。

【委員】

それであれば、「これまでの」という表現が適切ではないかと思いますがどうですか。

【会長】

私もその表現がよいかと思います。

質問項目 2 についてはどうですか。「配置職員の体制及び資格等、従事者配置についてどのように考えているのか。」という内容ですが、抽象的な質問のような気がします。

【委員】

人員配置などの体制については、確認事項に対する提案内容の部分で聞いているので、もう少し詳しく説明してもらえませんかというような考え方にしてはどうですか。

【会長】

そうですね。

【委員】

人員配置の基本的な体制は記載していただいているので、緊急事態時の体制など、リスクが伴う時の考え方を確認するというだけでもいいですよ。

【事務局】

人員配置等に体制の考え方につきましては、各団体で特色のある提案がなされていますので、事務局としましても、実現の可能性も含めて確認をしていただきたいという考え方でお示しをしています。

【会長】

共通質問は誰がするのですか。

【事務局】

事務局といたしましては、共通質問項目に関しては会長にさせていただいて、そのあと、皆様からご質問をいただけたらと考えております。

【会長】

わかりました。

【委員】

人員配置について、年齢のことは聞きませんが、どのくらいの年齢の方を配置するのかは気になるところです。

子どもたちからしても、重要な部分ではないかと考えており、子どもたちとスタッフの年齢の差がありすぎると、おもしろくないということもあるみたいですので、どうかなと思います。

【委員】

今、おっしゃられたことは、とても重要だと思います。子どもたちの目線で考えたときには大きいと思います。共通質問項目2で確認したいところは、年齢については聞けませんが、ご提案の内容で、それを実現するために、どのような人材をどのように配置していくのかを具体的に教えてくださいという事だと思います。

資格のある人材を含めた人員の確保の仕方や確保が本当にできるのかなど、人員の配置計画はとても大きなところだと思いますので、確保計画の確認はすべきであると思います。

【事務局】

全国的に学童保育に関しては人員が非常に厳しい状況にある中で、記載されている人材確保が本当に実現できるのかというところは、この事業を運営するに当たっては、最も重要なのがこの職員の部分にあるという考え方をしております。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、共通質問項目については、項目1の「この間の」の部分だけ訂正していただけますか。

【事務局】

承知しました。

【会長】

それでは、次に移らせていただきます。

案件（3）「その他」について、事務局から何かございますか。

【事務局】

特にございません。

【会長】

わかりました。

ありがとうございます。

事務局から、その他何かございますか。

【事務局】

第1回選定審査会の会議録(案)につきましては、メールで送付させていただきますので、ご意見等がございましたら加筆修正の上、11月20日金曜日までに放課後子ども課までメールにて送付いただきますようお願いいたします。

また、会議録(案)の確認時点では委員の皆様のお名前が入った状態ですが、前回の第1回選定審査会でのご意見を踏まえ、ホームページ公表時には、「委員」表記のみとさせていただけたらと考えております。

また、会長、副会長のご発言は、会長、副会長とさせていただきたいと考えております。

【会長】

わかりました。委員の皆様、今の事務局(案)でよろしいですか。

【各委員】

異議なし

【事務局】

資料につきましては、そのまま席に置いて帰られる場合は、次回の審査会まで保管をさせていただきます。送付の場合は、事務局より送らせていただきます。

【会長】

委員の皆様、遅くまでありがとうございました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。それでは、第2回総合型放課後事業委託事業者選定審査会を、これにて閉会いたします。お疲れさまでございました。